

岩手県告示第616号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定に基づき、景観整備機構を次のとおり指定した。

平成22年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人いわて景観まちづくりセンター	盛岡市鉾屋町3番10号	盛岡市鉾屋町3番10号	平成22年6月23日